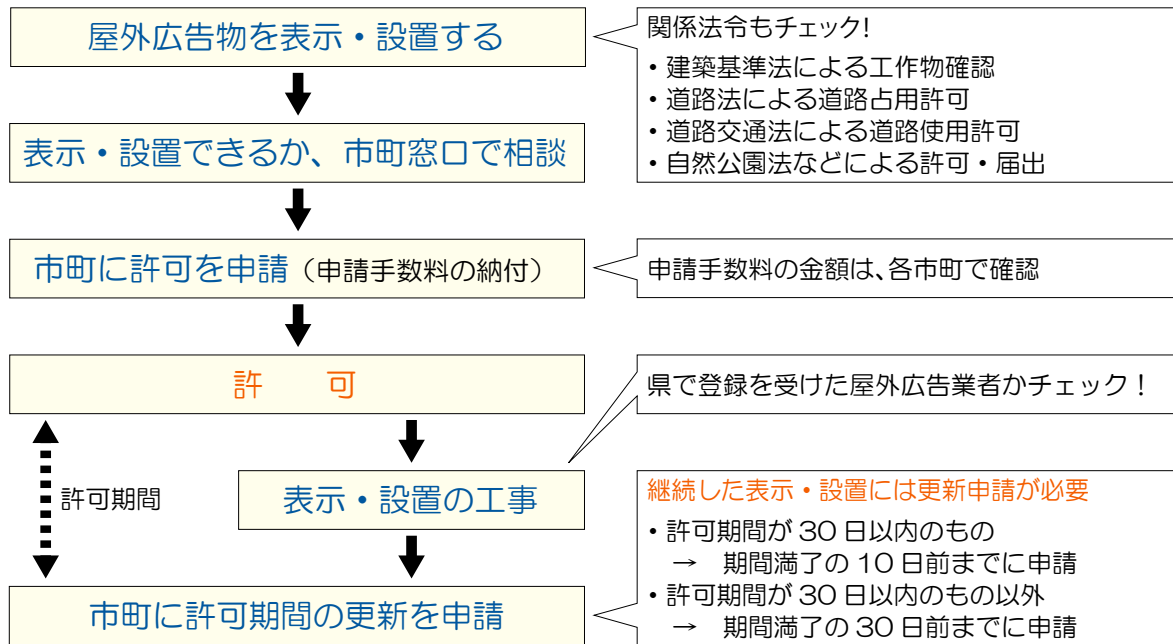


許可申請手続き

表示・設置の許可が必要な屋外広告物については、その表示・設置する場所を管轄する市町長の許可(電車に表示するものは、兵庫県知事の許可)が必要です。



1 許可申請に必要な書類

許可申請・変更許可申請	許可期間の更新申請
屋外広告物許可等申請書(正副2通) <添付書類> ①表示・設置場所の付近見取図及び周辺写真 ②屋外広告物の形状、材料及び構造に関する仕様書、構造図 ③屋外広告物の意匠図(色彩、表示面積等を明示) ④(建築物を利用する場合) 建築物・既存広告物の位置関係、現況がわかる図面、写真 ⑤(道路・鉄道等から展望できる地域で、自己敷地外に表示・設置する場合) 道路・鉄道等、他の広告物、交通信号機、踏切までの距離を示した図面 ⑥(道路から展望できる地域で、自己敷地内に突出広告物を表示・設置する場合) 交通信号機までの距離を示した図面 ⑦(禁止地域等以外の住居系地域等に貸看板を表示・設置する場合) 既存貸看板の位置図、意匠図、カラー写真 ⑧(自己の所有・管理する土地・物件以外に表示・設置する場合) 表示・設置の承諾書等 ⑨委任状(許可申請手続きを代理人に委任する場合)	屋外広告物許可等申請書 (正副2通) <添付書類> 左欄の①、⑧、⑨及び 自己点検結果報告書 このほか、次の㉠㉡いずれ にも該当するものは、屋外広 告物の安全点検実施要綱に基 づく「安全点検結果報告書」 の提出が必要 ㉠下記2の許可期間が2年以 内のもの ㉡設置から10年以上経過した もの

※屋外広告物許可等申請書は、兵庫県のホームページからダウンロードできます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000029.html

※写真は、全て申請の3カ月以内に撮影したもの

2 許可期間

区 分	期 間
看板、広告板によるもの、広告塔によるもの、アーチによるものその他これらに類するもの	2年以内
宣伝車、電柱・街灯利用広告物、標識利用広告物、車体利用広告物、テント利用広告物、アーケード利用広告物、垣・塀利用広告物その他これらに類するもの	1年以内
はり紙、はり札、アドバルーン、広告幕、広告旗、立看板その他これらに類するもの	30日以内

屋外広告業のルール

屋外広告業のルールを設ける目的

屋外広告物の表示・設置に関する工事は、その工事場所を所轄する知事の登録※を受けた屋外広告業者でなければ実施できません。屋外広告物に関する知識を有する業者のみが工事に関わることで、適切な屋外広告物の表示・設置を推進することを目的としています。

※指定都市（神戸市）、中核市（姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）の市域で工事を行う場合にあっては、各市長の登録

「屋外広告業」とは？

広告主から屋外広告物の表示・設置に関する工事を請け負い、広告物を公衆に表示・設置する業を「屋外広告業」といいます。

これを業とする業者（元請け、下請けを問いません）を「屋外広告業者」といいますが、単に屋外広告物の印刷や製造だけを行う業者は、屋外広告業者に該当しません。

屋外広告業登録のルール概要

1 登録の要件（業務主任者の設置）

次のいずれかの資格を有する「業務主任者」を、登録する営業所ごとに置くことが登録の要件となります。業務主任者は、その所属する営業所の責任者として、適法かつ適切な業務の実施に関する責任者となります。

業務主任者の資格（条例第26条の9）
①屋外広告士
②都道府県、指定都市又は中核市の開催する屋外広告物講習会の修了者
③広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定の合格者又は法定職業訓練の修了者
④知事が①、②又は③と同等以上の知識を有すると認定した者

2 登録・更新登録の申請（条例第26条）

登録の有効期間は5年間です。継続して屋外広告業を営む場合、有効期間満了の30日前までに更新登録を受ける必要があります。

登録事項（条例第26条の2）
①商号、氏名又は名称及び住所、法人の場合その代表者の氏名
②営業所の名称及び所在地
③申請者が法人の場合、その役員の氏名（監査役は除く）
④申請者が未成年者の場合、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合はその商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）
⑤営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名及び所属営業所の名称

登録・更新登録の手続きは、兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室までお越しいただくか、FAX等で内容の事前確認を受けたいうえで郵送してください。

3 登録事項に関する変更の届出（条例第26条の5）

登録事項（条例第26条の2）に変更が生じた場合、変更が生じた日から30日以内に屋外広告業登録事項変更届を提出しなければなりません。

4 廃業等の届出（条例第26条の7）

廃業等の場合には、その区分に従い定める者が廃業等した日から30日以内に屋外広告業廃業等届を提出しなければなりません。

- ①死亡した場合 …………… 相続人
- ②法人が合併により消滅した場合 …………… 代表役員
- ③法人が破産手続開始の決定により解散した場合 …………… 破産管財人
- ④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 …… 清算人
- ⑤県の区域内における屋外広告業を廃止した場合 …………… その個人又は代表役員

屋外広告業者の義務

1 標識の掲示（条例第26条の10）

屋外広告業を営む営業所ごとに、商号、氏名又は名称、登録番号、業務主任者の氏名等を記載した標識を掲げなければなりません。

2 帳簿の備付け等（条例第26条の11）

屋外広告業を営む営業所ごとに、表示・設置の工事に関わった屋外広告物に関する帳簿を備え、その工事の事業年度の末日から5年間、帳簿を保管しなければなりません。

その他

1 違反屋外広告物業者に対する措置

屋外広告業のルールに違反したり、違反広告物の表示・設置に関わった場合、その違反行為に対して登録取り消しや営業停止、罰金や過料などの措置をとることがあります。

2 業者登録簿の閲覧（条例第26条の6）

県で登録を受けた屋外広告業者の登録事項は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室に備え付けている登録簿で閲覧ができます。

また、兵庫県のホームページでは、登録業者一覧を公開しています。

<指定都市又は中核市で登録を受ける場合の特例>

兵庫県の登録を受けた屋外広告業者が指定都市（神戸市）、中核市（姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）でも登録を受ける場合、添付書類や登録申請手数料が不要な「特例届出」によることができます。

兵庫県内で業を営む場合には、兵庫県で登録のうえ、特例届出を活用するよう推奨します。

平成4年3月27日 条例第22号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)
 第2章 広告物等の規制(第4条—第22条)
 第3章 広告景観モデル地区(第23条—第25条)
 第4章 屋外広告業の登録等(第26条—第28条)
 第5章 雑則(第29条—第31条)
 第6章 罰則(第32条—第37条)
 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づく屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下これを「広告物等」という。)並びに屋外広告業についての必要な規制を行うことにより良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するとともに、広告物等と地域環境との調和を図るための施策を推進することにより地域の良好な景観の形成に資することを目的とする。

(広告物等のあり方)

第2条 広告物等は、良好な景観又は風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮したものでなければならない。

(適用上の注意)

第3条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 広告物等の規制

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域及び場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
- (2) 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第8条第1項又は第3項の規定により指定された景観形成地区及び同条例第15条第1項又は第3項の規定により指定された広域景観形成地域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
- (3) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例

第16号)第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域(同条例第9条第1項第4号に掲げる区域及び知事が指定する区域を除く。)

- (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項若しくは第2項又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
 - (5) 兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第31条第1項の規定により指定された地域
 - (6) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により同項第11号に掲げる目的を達成するために保安林として指定された森林のある地域
 - (7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
 - (8) 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号)第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域(知事が指定する区域を除く。)
 - (9) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
 - (10) 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第89条第1項の規定により指定された兵庫県自然環境保全地域及び同条例第95条第1項の規定により指定された環境緑地保全地域(これらの地域のうち知事が指定する区域を除く。)
 - (11) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
 - (12) 道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらから展望できる地域で、知事が指定する区域
 - (13) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他の公園、緑地等の公共空地で知事が指定する区域
 - (14) 河川、池沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
 - (15) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
 - (16) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地
 - (17) 古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして知事が指定する地域又は場所
- 2 知事は、前項の規定により区域又は地域若しくは場所を指定

しようとするときは、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（禁止物件）

第5条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (6) 知事が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (8) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (13) 景観の形成等に関する条例第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして知事が指定する物件

2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札その他これに類するもの、広告旗（これを支える台を含む。）又は立看板その他これに類するもの若しくはこれらを掲出する物件（これらを支える台を含む。）を表示してはならない。

- (1) 電柱、街灯その他これらに類するもの（前項第6号に掲げるものを除く。）
- (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱

3 道路の路面には、広告物等を表示してはならない。

4 知事は、第1項第6号又は第14号の規定により区域又は物件を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

（許可地域等）

第6条 次に掲げる地域及び場所（禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事に申請して、その許可を受けなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号から第3号まで及び第7号から第10号までに規定する知事が指定する区域
- (2) 道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらから展望できる地域で、知事が指定する区域
- (3) 河川、池沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (4) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

(5) 市の区域及び都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域の存する町の区域（前各号に掲げるものを除く。）（適用除外等）

第7条 次に掲げる広告物等（第2号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより知事に届け出たものに限る。）については、第4条第1項、第5条第1項から第3項まで及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
 - (2) 国、地方公共団体及び知事が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定めるもの
 - (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
 - (4) 公益上必要な施設及び物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- 2 次に掲げる広告物等（第9号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより知事に届け出たものに限る。）については、第4条第1項及び前条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等（以下「自家用広告物等」という。）で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等（以下「管理用広告物等」という。）で規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
 - (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (5) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
 - (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が他の都道府県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市又は第30条の2に規定する規則で定める市町の区域内に存するものに当該都道府県（当該自動車の使用の本拠の位置が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては当該指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内に存する場合にあつては当該中核市、法第28条の規定により法第3条から第5条までの規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務を処理することとされた市町村の区域内に存する場合にあつては当該市町村）、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市又は第30条の2に規定する規則で定める市町の区域において適用される広告物等の規制に関する条例の規定に従って表示する広告物

- (7) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶又は航空機に表示する広告物
- (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規程に従って表示する広告物
- (9) 禁止地域等のうち知事が指定する区域及び許可地域等に、営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札、広告旗、

立看板及びこれらを掲出する物件で規則で定めるもの

3 次に掲げる広告物等（知事に申請してその許可を受けたものに限る。）については、第4条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 自家用広告物等(前項第1号に掲げるものを除く。)
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- (3) 禁止地域等のうち知事が指定する区域に、公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置する広告物等
- (4) 電車又は自動車に表示する広告物（前項第5号に掲げるものを除く。)
- (5) 第4条第1項第12号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で同号に規定する区間から視認できないもの

4 次に掲げる広告物等については、第5条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 第5条第1項第2号、第9号及び第10号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 第5条第1項各号に掲げる物件に表示し、又は設置する管理用広告物等
- (経過措置)

第8条 一の地域若しくは場所又は物件が禁止地域等若しくは許可地域等又は第5条第1項各号に掲げる物件になった際、当該地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該地域若しくは場所又は物件が、禁止地域等若しくは許可地域等又は同項各号に掲げる物件になった日（以下「基準日」という。）から1年間（この条例の規定による許可を受けていた広告物等で基準日における当該許可の残存期間が1年を超えるもの及び規則で定める堅固な広告物等）にあっては、規則で定める期間）は、第4条第1項、第5条第1項、第6条及び第15条の規定は、適用しない。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において、当該期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(禁止広告物等)

第9条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの

(許可の基準)

第10条 知事は、広告物等が規則で定める許可の基準に適合する場合に限り、第6条又は第7条第3項の規定による許可をすることができる。

(許可の特例)

第11条 知事は、前条の規定にかかわらず、広告物等が審議会の意見を聴いて別に定める基準に適合する場合であって、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、第6条又は第7条第3項の規定による許

可をすることができる。

(許可の期間及び条件)

第12条 知事は、第6条又は第7条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 前項に規定する許可の期間は、2年を超えることができない。

3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による許可の期間の更新について準用する。

(許可の表示)

第13条 第6条又は第7条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に、規則で定めるところにより、許可を受けた旨の表示をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

(変更等の許可)

第14条 第6条又は第7条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、知事に申請して、その許可を受けなければならない。

2 第10条から前条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

(広告物等の総表示面積の規制)

第15条 許可地域等において、高さが15メートルを超える建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

2 前項に規定するもののほか、第4条第1項第1号に規定する知事が指定する区域又は都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあっては、一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等を除く。）の表示面積の合計は、規則で定める面積を超えてはならない。

(管理義務)

第16条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関して補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

2 広告物等を表示し、又は設置する者は、県内に住所、事業所又は営業所を有しない場合においては、県内に住所を有する者のうちから当該広告物等を管理する者を置かなければならない。

(除却義務)

第17条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 第19条の規定により許可が取り消されたとき。
- (3) 広告物等の表示又は設置が必要でなくなったとき。
- (4) 第8条に規定する広告物等について、同条の規定による期間

が経過したとき。

- 2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(措置命令)

第18条 知事は、この条例又はこの条例に基づく許可に付した条件に違反して広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定めて、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 知事は、法第7条第2項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(保管した広告物等の公示及び売却)

第18条の2 知事は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
 - (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
 - (3) 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項
- 2 前項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第7条第4項の規定により除却した広告物については、2日間)、公衆の見やすい場所に掲示すること。
 - (2) 前号の方法による公示に係る広告物等のうち特に貴重と認められるものについては、当該公示の期間が満了してもなお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を公報に登載すること。
 - 3 知事は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が、滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項第1号の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
 - (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
 - (2) 特に貴重な広告物等 3月
 - (3) 前2号に定めるもの以外の広告物等 14日
 - 4 前項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関して専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(許可の取消し)

第19条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項(同条第4項又は第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第14条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第18条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

第20条 削除

(処分、手続等の効力の承継)

第21条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者について変更があった場合においては、この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者等の届出)

第22条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。当該広告物等を管理する者を変更し、又は廃止したときも、また同様とする。

- 2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たに当該広告物等を表示し、又は設置する者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者及び当該広告物等を管理する者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者は、当該広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第3章 広告景観モデル地区

(広告景観モデル地区の指定)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を、広告景観モデル地区として指定することができる。

- (1) 主要な道路に沿った地域
- (2) 河川、渓谷、森林及びこれらの付近の地域
- (3) 駅前、街路沿い(第1号に掲げる地域を除く。)、官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
- (4) 景観の形成等に関する条例第8条第1項又は第3項の規定により指定された景観形成地区(同条第1項第4号に規定する沿道景観形成地区を除く。)及び同条例第15条第1項又は第3項の規定により指定された広域景観形成地域(同条第1項第2号に規

定する沿道型広域景観形成地域を除く。)

- (5) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域(同条例第9条第2項の規定により区分された区域に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域
- 2 市長は、前項各号に掲げる地域のうち広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を、広告景観モデル地区として指定することを知事に要請することができる。
- 3 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市長の意見を聴くものとする。ただし、指定しようとする区域が前項の規定による要請に係るものであるときは、関係市長の意見を聴くことを要しない。
- 4 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該広告景観モデル地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。
- 5 前項の規定による公告があったときは、当該広告景観モデル地区の住民及び当該広告景観モデル地区において広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された広告景観モデル地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 7 知事は、前項の規定により、広告景観モデル地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。
- 8 前各項の規定は、広告景観モデル地区の変更について準用する。
- (広告景観モデル地区基本方針等)
- 第24条 知事は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、当該広告景観モデル地区における広告物等と地域環境との調和に関する基本方針(以下「広告景観モデル地区基本方針」という。)及び当該広告景観モデル地区における広告物等の表示又は設置の方法に関する指導基準(以下「広告景観形成基準」という。)を定めるものとする。
- 2 広告景観モデル地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 地域の特性に応じた広告物等と地域環境との調和に関する基本構想
- (2) 広告物等と地域環境との調和を図るための広告物等の表示又は設置の方法に関する基本的事項
- 3 広告景観形成基準には、広告景観モデル地区基本方針に基づき、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について指導する基準を定めるものとする。
- 4 知事は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準について、案を作成しようとするときは、広告景観モデル地区として指定しようとする区域の住民等で構成する規則で定める団体の意見を求めるものとする。
- 5 前条第4項から第7項までの規定は、広告景観モデル地区基本

方針及び広告景観形成基準の決定又は変更について準用する。

(広告景観形成基準の遵守等)

- 第25条 広告景観モデル地区において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合するように努めなければならない。
- 2 知事は、広告景観モデル地区における広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合せず、当該広告景観モデル地区の地域環境と調和しないと認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者に対し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

第4章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

- 第26条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第26条の2 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)
- (5) 営業所ごとに置かれる第26条の9第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属営業所の名称
- 2 前項の申請書には、申請者が第26条の4第1項各号に該当しないことを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

- 第26条の3 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨

を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第 26 条の 4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 27 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業を営む法人が第 27 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前 30 日以内にその役員であった者でその処分があった日から 2 年を経過しない者
- (3) 第 27 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに第 26 条の 9 第 1 項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第 26 条の 5 登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）は、第 26 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第 26 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第 26 条の 6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第 26 条の 7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第 1 号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日）から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産

管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県の区域内における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員
2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 26 条の 8 知事は、第 26 条第 2 項若しくは前条第 2 項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第 27 条第 1 項の規定により登録を取り消したときは、当該屋外広告業者に係る登録を抹消しなければならない。

(業務主任者の選任)

第 26 条の 9 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物等の表示及び設置に関して必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が広告物等の表示及び設置に関して必要な知識を修得させることを目的として開催する講習会（以下「講習会」という。）の課程を修了した者
- (3) 広告美術仕上げについて職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
- (4) 知事が、規則で定めるところにより、前 3 号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。

- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物等の表示及び設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示及び設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第 26 条の 11 に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第 26 条の 10 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 26 条の 11 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第 26 条の 12 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止し、又は地域の良好な景観を形成するために必要な指導、助言又は勧告を行うこ

とができる。

(登録の取消し等)

第27条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第26条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

2 第26条の3第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(講習会)

第28条 知事は、規則で定めるところにより、講習会を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を講習会を的確に実施する能力を有する者に委託することができる。

3 前2項に定めるもののほか、講習会に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(報告徴収、立入検査等)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者、広告物等を管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、広告物等の存する土地若しくは建築物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第30条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める金額の手数料を納めなければならない。

- (1) 電車に表示する広告物に係る許可若しくは変更の許可又はこれらの許可の期間の更新を受けようとする者 1両につき3,000円
- (2) 屋外広告業の登録又は登録の更新を受けようとする者 1件につき10,000円
- (3) 屋外広告業に係る登録事項の証明書の交付を受けようとする者 1通につき400円
- (4) 講習会の講習を受けようとする者 1科目につき2,000円

(景観行政団体等の特例)

第30条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する

事務(電車に表示する広告物に係るものを除く。)は、規則で定める市町が処理することとする。

(補則)

第31条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項又は第27条第1項の規定による命令に違反した者

(2) 第26条第1項の規定による登録を受けないで屋外広告業を営んだ者又は不正の手段により同項の規定による登録を受けた者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項、第5条第1項から第3項まで又は第6条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第14条第1項の規定に違反して広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者

(3) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第26条の9第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

(2) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の規定に違反した者

(2) 第22条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第26条の7第1項の規定による届出を怠った者

(2) 第26条の10の規定に違反した者

(3) 第26条の11の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

屋外広告物法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和三十二年法律第四十三号)第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。))をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。))をいう。以下この項におい

て同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けずに表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなき。

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第七条第一項に規定する認定市町村である市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。